

ロケの円滑な受入のためのガイドライン

令和 8 年 9 月



目次

第1章 はじめに	1
1 沖縄における撮影について	1
2 沖縄において撮影が行われることによる効果について	1
3 本ガイドライン策定の背景	4
4 本ガイドライン策定の目的	5
第2章 ロケ撮影側向けガイドライン	6
1 事前準備	7
2 撮影当日	8
3 撮影後	10
第3章 ロケ受入側向けガイドライン	11
1 事前準備	11
2 撮影に関する問い合わせの対応	12
3 撮影を受け入れることが決まった場合の事前準備	13
4 撮影当日	15
5 撮影後	16
第4章 ロケ撮影にあたり発生しうる問題について	17
1 無許可撮影	17
2 ドローン撮影	18
3 ゴミの不適切な処理	19
4 設備や備品等の破壊	19
5 著作権、商標権、プライバシー権、肖像の侵害	20
6 立入禁止スペースへの侵入	21
7 公共スペースの占領	22
8 大きな話し声、騒音	22
9 自然・景観の破壊	23
10 撮影への長時間の拘束	24
第5章 ロケ撮影により問題が発生した場合の対応について	25
第6章 おわりに	26

【参考添付資料】

県内の飛行禁止区域

沖縄フィルムオフィス撮影助成申請書

第1章 はじめに

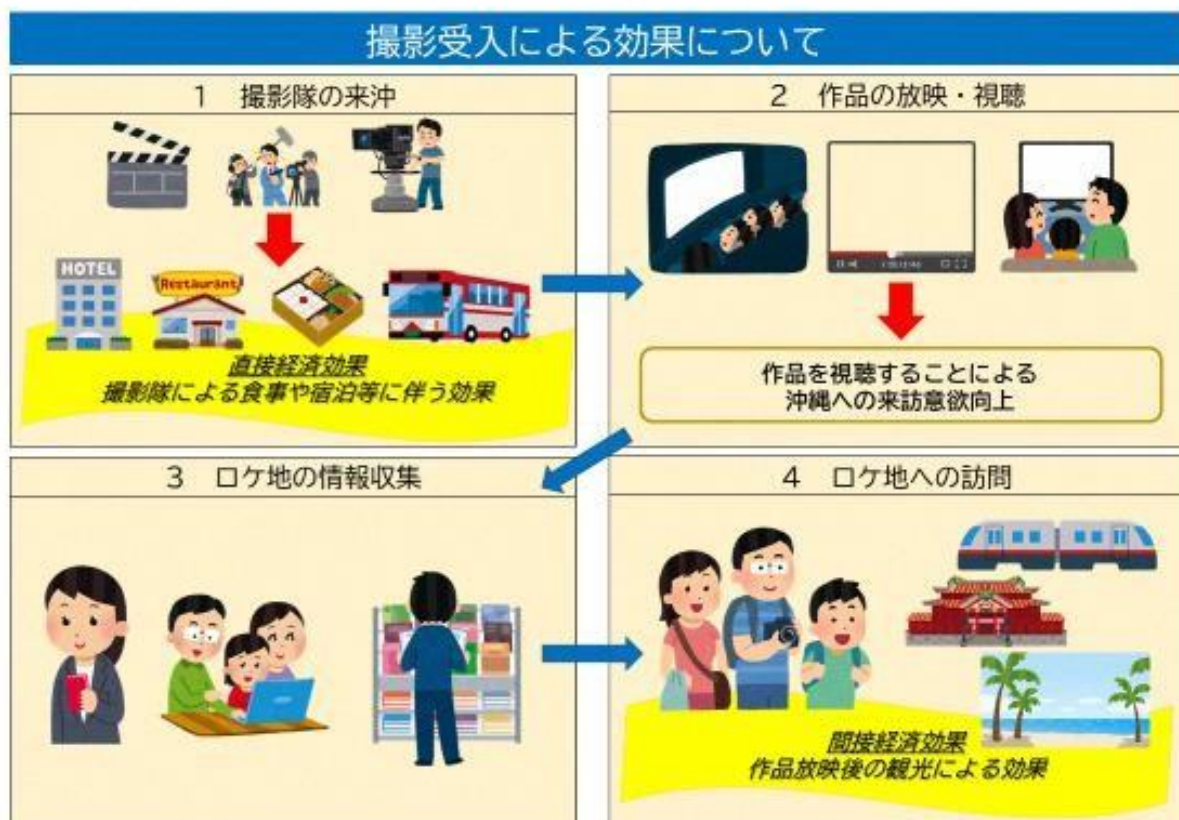
1 沖縄における撮影について

本県は、本土とは異なる歴史・習慣を有し、亜熱帯地域の自然環境、アジアとの地理的優位性、多くの離島、音楽や文化など、魅力的な映像素材が豊富に存在しております。現にそれら映像素材が活用された映画やテレビドラマをはじめとした映像コンテンツが多く制作、放映されており、本県としまして、作品を活用した沖縄の魅力発信、それに基づく沖縄への来訪を目的としたフィルムツーリズムを推進しています。

2 沖縄において撮影が行われることによる効果について

本県の魅力的な映像素材を活用した作品が放映されることで、国内外へ沖縄の魅力が広く発信され、地域振興や観光振興に繋がることが期待出来ます。

具体的には、沖縄に来訪した撮影隊の食事や宿泊等に伴う消費が発生することによる経済効果(直接経済効果)、沖縄で撮影された作品を視聴した方が、視聴をきっかけとして沖縄に観光に訪れる事による経済効果(間接経済効果)があります。



①直接経済効果……撮影隊人数 × 滞在日数 × 1日あたり県内消費額

○モデルケース 60 人の撮影隊による8日の撮影

(県事業において過去に支援した作品を参考にモデルを設定)

$$\text{直接経済効果} = 60 \text{ 人} \times 8 \text{ 日} \times 19,740 \text{ 円}^{\ast 1}$$

②間接経済効果……映画や TV ドラマをきっかけとしてロケ地へ来訪する観光客による消費に基づく経済効果です。直接経済効果と異なり、作品全てに対して効果を推定することは困難ですが、興行収入が公表され、撮影の大部分が本県で行われている場合には、経済効果を推計することが出来ます。以下は、沖縄で撮影され、2000 年代中盤に上映された作品の推定経済効果です。

興行収入 31.0 億円^{※1}

※1 一般社団法人日本映画製作者 HP より <http://www.eiren.org/toukei/2006.html>

推計:11 億 3,540 万円

※ジャパンフィルムコミッションが作成した「経済波及効果算出フォーマット」を活用
映画の興行収入の数値や当時の映画チケットの平均価格等を活用して算出。

また、本県が実施している令和6年度観光統計実態調査によると、観光客のうち、8.7%の人が「旅行先として沖縄を選んだ際に決め手となった情報源」として TV や映画と回答しており、単純計算で 766.1 万人の国内観光客のうち、約 67 万人の方がTV や映画をきっかけとして沖縄に来訪していると推計することが出来ます。

TV や映画をきっかけとした来沖者数	=	入域観光客数	×	TV や映画が決め手
66.65万人	=	766.1万人	×	8.7%

加えて、「来訪回数別の決め手となった情報源」によると、初めて沖縄に来訪する人のうち、9.0%の人がTVや映画を選択しており、来訪回数が増えても一定の水準を維持しています。これは年々上昇傾向にあります。

昨今、沖縄をメインテーマとした映画が増えていることもあり、このように映像メディアが旅前の情報源として一定の役割を果たしていることから、まだ沖縄に来たことがない人向けの誘客プロモーションとして、TVや映画等の映像コンテンツにより沖縄の魅力を発信することは、有効なアプローチの1つと考えられます。

<参考>

図表 2-20 四半期別旅行先として沖縄を選んだ際に参照した情報源（複数回答）

(%)

	R6年度	第1回 (4-6月期)	第2回 (7-9月期)	第3回 (10-12月期)	第4回 (1-3月期)
SNS(InstagramやX(旧Twitter)など)	38.8	35.2	40.1	39.0	40.4
以前訪問した際の自身の経験	29.9	29.5	32.0	27.8	29.8
家族や友人・知人等の紹介	26.9	27.5	26.9	26.2	27.0
旅行ガイドブック	26.5	23.1	28.6	26.5	27.0
旅行情報サイト(ウェブメディアなど)	23.1	21.7	24.1	22.2	24.3
動画サイト(YouTubeやTikTokなど)	22.3	21.8	21.7	22.9	22.9
宿泊施設のウェブサイト	15.3	14.1	17.0	13.9	15.7
自治体や観光協会のウェブサイト・SNS	14.8	13.2	13.5	15.1	17.4
宿泊予約・比較サイト	13.5	13.6	13.8	12.0	14.4
旅行会社のウェブサイト	10.8	9.3	11.5	10.0	12.2
個人ブログ	9.4	8.8	10.0	10.0	8.9
航空会社のウェブサイト	9.2	9.2	8.4	8.6	10.5
テレビや映画	8.7	6.9	9.3	8.3	9.9
旅行会社のパンフレット	6.7	6.3	6.3	7.0	7.4
旅行ガイドブック以外の情報誌	3.8	3.4	3.7	3.6	4.3
旅行会社の店員	1.8	1.9	2.0	2.0	1.5
特になし	3.1	3.4	3.2	3.4	2.5
その他	2.2	2.5	1.6	2.1	2.8

※年度の構成比は、四半期毎の入域観光客数をウェイトとしてサンプルに重みづけを行う加重平均によって算出した。

図表 2-21 来訪回数別の参照した情報源（複数回答）

(%)

	R6年度	初めて	2回目	3回目	4回目	5～9回目	10～19回目	20回目以上
SNS(InstagramやX(旧Twitter)など)	38.8	39.9	42.7	42.8	41.8	40.5	35.0	29.7
家族や友人・知人等の紹介	26.9	36.6	30.3	29.2	28.3	25.2	20.5	22.4
旅行ガイドブック	26.5	33.5	31.1	31.8	29.6	26.6	21.7	13.2
旅行情報サイト(ウェブメディアなど)	23.1	21.0	22.2	23.2	22.8	25.6	24.2	20.2
動画サイト(YouTubeやTikTokなど)	22.3	23.5	24.7	23.7	22.4	22.7	22.1	17.2
宿泊施設のウェブサイト	15.3	12.4	14.0	13.6	15.7	16.9	18.6	13.3
自治体や観光協会のウェブサイト・SNS	14.8	13.3	14.0	15.9	14.4	14.5	15.7	15.8
宿泊予約・比較サイト	13.5	11.2	13.0	12.7	13.5	15.4	13.8	12.6
旅行会社のウェブサイト	10.8	11.0	11.8	11.2	11.5	11.9	10.0	7.4
個人ブログ	9.4	5.8	7.9	9.6	9.9	9.9	11.7	10.2
航空会社のウェブサイト	9.2	5.7	5.8	6.6	7.5	10.0	11.9	14.3
テレビや映画	8.7	9.0	8.7	7.8	9.0	8.5	8.9	8.7
旅行会社のパンフレット	6.7	9.2	10.1	7.8	9.9	5.7	4.0	3.1
旅行ガイドブック以外の情報誌	3.8	2.2	2.6	4.2	3.1	4.0	5.1	4.5
旅行会社の店員	1.8	3.5	2.8	2.4	1.7	1.5	0.8	0.7
その他	2.2	2.1	1.9	2.2	2.0	2.4	2.5	2.2

(注) 情報源ではない項目（「以前訪問した際の自身の経験」、「特になし」）を除いた上で集計している。

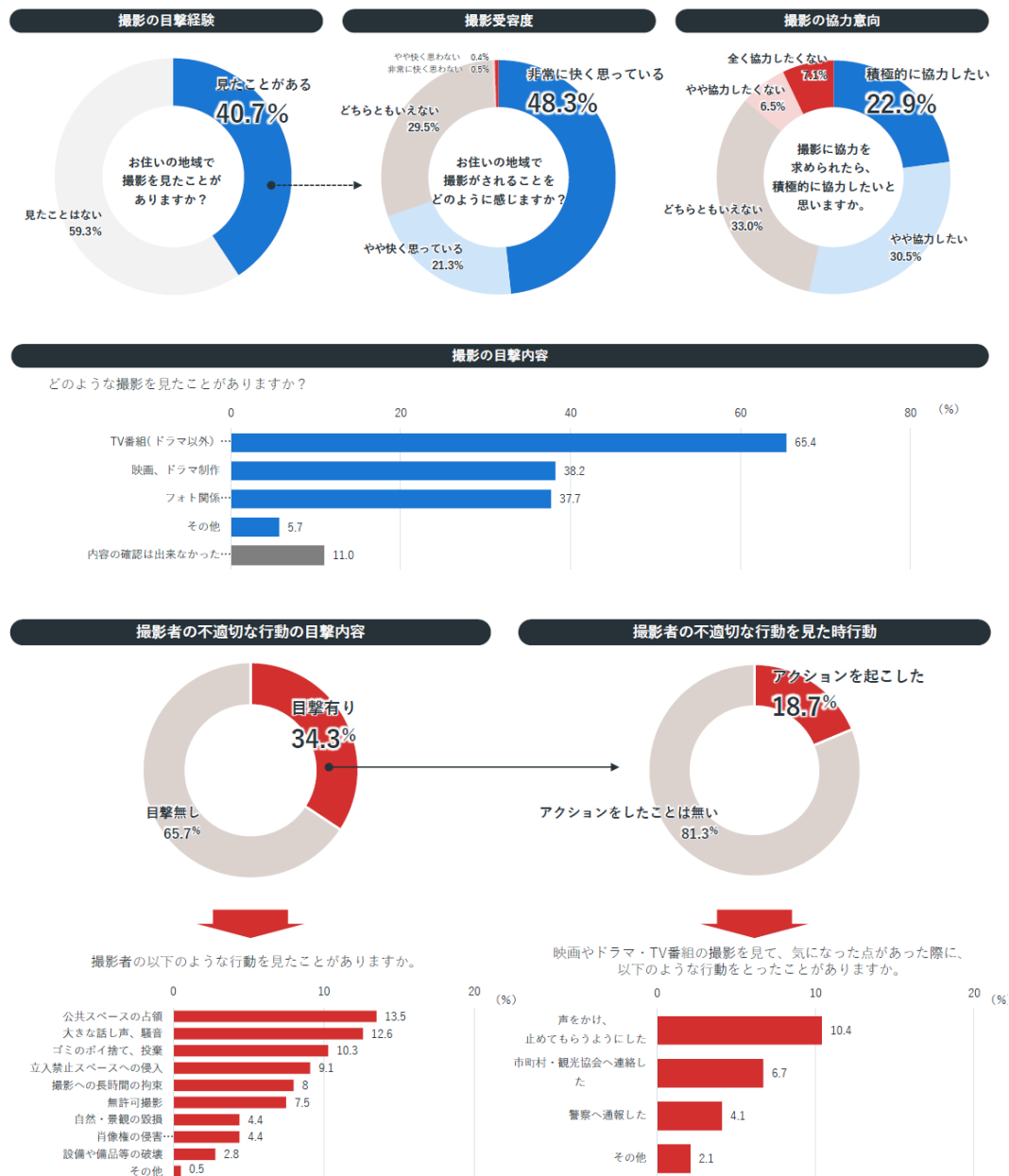
出典：令和6年度観光統計実態調査

3 本ガイドライン策定の背景

映画や TV 等、撮影された映像により沖縄の魅力が発信されることは、県内の観光振興、地域振興という観点から大きなメリットがあります。

一方、市町村や観光協会との連絡会の中で度々、これまでに県内で撮影において一部、無許可での撮影や私有地等への無断侵入等を見かけたという声があることから、その実態を把握するために、令和2年度に県民向けに調査を実施しました。

「撮影の目撃経験」、「県内で撮影が行われていることに対する印象」、「撮影者による不適切な行動の目撃経験」等に関する項目について調査したところ、以下のような結果が出ています。



アンケート調査によると、調査に協力した人のうち 40%程度の人が、撮影が行われている様子を見かけており、そのうち半数以上は県内で行われる撮影に対して「非常に快く思っている」、「やや快く思っている」と回答していることから、県民は撮影に対する受容度が高いことが推測できます。

一方、撮影を目撃した 40%程度の人のうち、34.3%の人が撮影隊による不適切な行動を目撃しており、調査に協力した人全体の約 16.5%の人が、撮影隊による不適切な行動を目撃しているという結果となっております。

沖縄の魅力を発信するために本県の各地域において撮影が行われることは、観光振興や地域振興という点から大きなメリットがありますが、撮影によりトラブルが発生することは地域への負担に繋がりますので、撮影側と受け入れる側双方において、対策を行う必要があります。

4 本ガイドライン策定の目的

撮影により生じるトラブルについては、撮影側のマナーや、撮影する側と受け入れる側のコミュニケーションが不足している事が原因であることが多くなっています。

撮影者のマナー向上や、撮影側と受入側のコミュニケーション不足の解消を図ることが重要となりますので、地域やその住民が安心して撮影を受け入れられるよう、撮影者に向けたガイドラインを作成しています。

また、撮影が行われることにより、どのようなトラブルが発生する可能性があるのか、代表されるものを紹介します。昨今の撮影形態は動画配信サイトといったインターネット媒体を活用した個人撮影に見られるように、多様化が見られ、撮影の手法についても、ドローン撮影のように、誰もが簡単に高度な撮影を行うことが出来るようになっていきます。

そのような状況を鑑み、撮影の段階毎に講ずるべき対応策についても併せて紹介しますので、本ガイドラインを参考に、各地域や施設等において、撮影によるトラブルの発生を最小化するための取組についてご検討いただきたいと考えております。

第2章 ロケ撮影側向けガイドライン



本県の魅力的な映像素材を活用した映像コンテンツが放映され、沖縄の魅力が国内外へ広く発信されることは、地域振興や観光振興を図る上で大きなメリットがあり、今後の沖縄観光の振興においても有効な手段の1つであると考えております。

一方、調査結果が示すとおり、撮影による弊害を目撃している県民がいるという事もまた事実です。

多くの撮影者の皆様には地元地域への配慮のもと撮影していただいているところですが、皆様が撮影したいと選んでいただいた本県の豊かな自然、独自の文化、風習は地域住民が生活の一部として長年大切に守ってきたものであり、地域が安心して受け入れられる撮影が求められております。本県の各地域における安心のためにも、皆様のご協力が必要です。次項以降の内容に十分に配慮した上で撮影を行っていただきますようお願いいたします。

撮影地に関する状況に最も精通しているのは市町村や観光協会となっておりますので、撮影の際には、必ず撮影予定地の市町村・観光協会へ連絡、相談していただきますようお願いいたします。

1 事前準備

- (1) 撮影前には必ず撮影予定地の市町村・観光協会へ余裕をもって連絡・相談して下さい。
- (2) ロケを予定しているエリアが立入禁止区域や撮影禁止区域となっていないか、事前に確認して下さい。
- (3) 沖縄では御嶽(うたき)や拝所(うがんじゅ)等、地域住民が聖域として先祖代々守り続けている、立ち入りが禁止されている場所が多くありますので、十分ご注意下さい。
- (4) 私有地へ無断立ち入りは厳禁です。事前に必ず確認して下さい。
- (5) 撮影場所の管理主体について、事前に必ず確認して下さい。
- (6) 道路や公園等、許認可権者がいる場所の利用については、事前に撮影に関する許可を得て下さい。
- (7) 私有地・管理者のいる場所の利用については、所有者又は管理者から、事前に撮影に関する許可を得て下さい。
- (8) 企画書、撮影日時、時間、撮影隊の人数等といった条件については、撮影許可申請時等、事前に許認可権者等に提示して下さい。
- (9) 本県内においては、自然環境保全、野生の動植物保護といった観点から、特別に指定した区域における行動について、許可が必要な場合がありますので、撮影を検討している区域が当該区域として指定されていないか、事前に確認して下さい。
- (10) 特に島しょ地域では、持ち帰ってはいけないものや植物、持ち込んではいけないものや植物がありますので、事前に確認して下さい。
- (11) 本県及び各市町村においては、まちづくり計画の一環として、一定の地域について、条例等により景観等の保護を目的とした指定を行っている場合があります。撮影を予定している場所が指定を受けていないか、事前に確認の上、必要に応じて撮影に関する許可の取得等所定の手続きを行って下さい。
- (12) 撮影時間や協力をお願いする時間については、事前に事業者や地域住民と共有図り、過剰な時間拘束することのないようにして下さい。
- (13) 撮影による騒音が想定される場合には、事前に撮影場所周辺の地域住民に対して十分に周知して下さい。

- (14)ドローンについては、飛行ルールや飛行禁止区域が定められております。ドローンによる撮影を検討している場合は、関係法令や関係機関の HP 等をご確認下さい。
ドローン撮影の規制に関する法令は頻繁に改正されることが予想されますので、随時最新の情報をご確認下さい。また、撮影前には、法令で定められた機関への申請・報告以外にも、必ず撮影予定地の市町村・観光協会へ連絡・相談して下さい。

※県内の飛行禁止区域は巻末の参考資料をご確認下さい。

- (15)万が一、撮影の実施に伴い設備や備品などを損壊した場合には、撮影側に損害賠償の責任が発生する可能性があるため、かかる場合には誠意をもって対応して下さい。
また、そのような事態が発生した場合の対応について、事前に施設側と合意形成を行って下さい。

- (16)万が一の場合に備え、撮影等に関して生じる損害を対象とする損害保険への加入を推奨します。

- (17)麻しんや風しん、新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合、国や自治体による感染拡大防止のためのガイドラインや対処方針等が示されることがありますので、
当該方針等に従った撮影を行ってください。

2 撮影当日

- (1) 本県では、沖縄らしい自然・景観を大切に守り継ぎ、緑あふれる県土の形成に持続的に取り組んでいます。撮影者の皆様にもご協力いただき、県土の景観形成を進めていきたいと考えていますので、自治体や観光協会等、関係機関へ十分確認の上、撮影を行って下さい。
- (2) 撮影場所の施設等、第三者の所有・管理に係る設備・備品については、善管注意義務をもって、適切に取り扱って下さい。
- (3) 車両の駐車については、施設内または近隣の駐車場を確保し、路上駐車等は厳に控えて下さい。
- (4) 公共スペース利用の際には、正式な手続きを行い、承認を得ている場合であっても、地域住民への周知が不足していると、トラブルの原因となることがあります。
事前に近隣住民、事業者、学校や病院等の施設に対して周知を徹底して下さい。
- (5) 撮影期間中に、撮影があることがわからない利用者の来場が想定されるため、案内板の設置や警備員を配置することにより、利用者の混乱を最小限にするための措置を講じて下さい。

3 撮影後

- (1) 撮影時に出たゴミについては、自治体の処理方法に基づき、適正に処理して下さい。
ゴミの分別については、県内の自治体ごとに異なるので、事前に確認が必要です。
特にたばこの吸い殻、空き缶やペットボトル等は適正に廃棄して下さい。
自治体によっては、ゴミの処分場がなかったり、ゴミの処理能力に限りがある場合があります。
撮影の日数や内容によっては、ゴミの持ち帰りをお願いすることもありますので、各自治体の事情にご理解いただき、可能な限りご協力下さい。
- (2) 撮影撤収までに処分できないゴミを出さないで下さい。万が一撮影撤収までに即時対応が出来ないものが出た場合、自治体の窓口にご相談・報告の上、適正に処理して下さい。
- (3) 撮影終了後、撮影前に連絡・相談を行った市町村・観光協会に対して、撮影終了の報告を行って下さい。
- (4) 地元住民を撮影したものを放映する場合には、協力いただく地域に対して、事前に社名、番組名、企画内容、放送の可能性のある日時等について、説明し理解を得るようにして下さい。
- (5) 撮影の対象となるもの、又は、撮影した映像に映り込んだものは、著作権、商標権、プライバシー権、肖像権等に基づく法的保護の対象となっている場合があります。
撮影行為、及び、撮影した映像を放映等する行為が、これらの権利を侵害しないか、十分に確認して下さい。
- (6) 撮影した映像を放映等する場合において、許可のあったもの、場所以外が放映されないようにして下さい。
- (7) 撮影に関して、地域からの苦情が入った場合には、真摯に対応して下さい。
また、撮影をきっかけとした苦情を受けた施設管理者や地域から対応についての協議・相談があった場合にも、適切に対応して下さい。
- (8) 撮影終了後、使用した場所の清掃、原状回復を必ず行って下さい。

第3章 ロケ受入側向けガイドライン

撮影において生じうる問題については、その多くが撮影者のマナーや、撮影側と受入側のコミュニケーション不足に起因するものですが、撮影を受け入れる側、撮影が多く行われる地域において、事前に対策を講ずることも、撮影による問題発生を減少させる手段の1つとなります。

昨今の技術等の発展に伴い、これまでとは異なる撮影方法や放映手段が用いられることも十分に想定されます。撮影の受入れ実績が豊富な自治体や施設等においては、すでに対策を行っていることと存じますが、あらためて対策をご検討下さい。

また、撮影者は常に話題性のある新しいトピックを探しています。これまで撮影が行われていない、受け入れていない地域や施設等においても今後撮影が行われることが十分に想定されますので、当ガイドラインを参考に、どのように撮影を受け入れるかご検討下さい。

1 事前準備

(1) ルールの作成

- ① 地域自治体・観光協会においては、ロケを受け入れる際には、撮影者とロケ地提供者(土地所有者や施設管理者など)の間に立ち、地域が安心して受け入れることが出来るよう配慮して下さい。
- ② 市町村によっては区長等を通す必要性や、状況や手順が異なることもあります。ルール作成の際は、地元側で協議が必要な場合もあるので、注意して下さい。
- ③ 撮影者は、撮影を予定している場所が立入禁止、撮影禁止となっている事を認識していないことがあります。立入禁止、撮影禁止である旨を WEB サイトや広報媒体を活用してあらかじめ広く周知することをご検討下さい。
- ④ 撮影を受け入れた場合に、発生すると困ることを想定し、あらかじめ撮影を受け入れるための条件を整理しておくといいでしょう。当ガイドラインを参考に、撮影許可書や、事前に問い合わせがあった際の確認用資料の作成して下さい。
- ⑤ 敷地が広大であったり、常に監視が出来ない物件等を所有している場合、無許可で撮影が行われていても気がつかないケースがあります。のちに無断使用があった場合の対応についてもあらかじめご検討下さい。
- ⑥ 1日もしくは1時間あたりの施設使用料金等を設定することも1つの方法ですので、ご検討ください。

(2) データ作成

撮影可能な施設の写真や使用条件を電子データで作成しておく、撮影者への概要説明がスムーズです。ホームページにも掲載すると、さらに利便性が上がります。

しかし、情報を公開しすぎると、撮影者が無断で行くことがありますので、ホームページ上には可能な範囲で掲載して下さい。

2 撮影に関する問い合わせの対応

(1) 責任者や民間の地元ロケーションコーディネーターの確認

一般的に、撮影側における窓口は、ラインプロデューサーや制作担当という肩書きの人が行います。この業務は別会社の社員やフリーの制作者が担当していることもあるので、撮影後も対応が可能な責任者の氏名や連絡先も合わせて確認して下さい。本県では、撮影の際に民間の地元ロケーションコーディネーターの同行を推奨しています。

ロケーションコーディネート協会おきなわ(FGO) TEL: 070-4197-2100

撮影のお問い合わせがありましたら、地元ロケーションコーディネーターが同行するかどうか撮影者に確認して下さい。

同行しない場合は、沖縄フィルムオフィスにご相談下さい。

※ ロケーションコーディネーターとは、ロケに関わる準備や提案、申請の代行等様々な業務に従事する人のことです。撮影者と自治体・地域住民の間に入り、スムーズな撮影を行うために重要な役割を担っています。

(2) 撮影条件を示す

撮影に関する施設側の条件については、事前にお伝え下さい。「もしかしたら出来るかも…」という曖昧な回答は厳禁です。

(3) 撮影シーンを確認する

どのような作品の撮影なのか、ドラマや映画といった大まかなものだけでなく、作品の内容をあらかじめ確認して下さい。可能であれば撮影者から台本や企画書などを取り寄せて下さい。CM やバラエティ番組はスケジュールがタイトで、撮影イメージもイラスト程度になることが多いです。映画やドラマの台本は随時変更されるので、内容確認のため、可能な範囲で、撮影に立ち会って下さい。

(4) 断ることも時には大切

使用できない場所は、あらかじめ見学を断って下さい。撮影者は、ロケ地を常に見つけています。「見せてくれた」＝「撮影可能」と判断されることも少なくありません。

気軽に対応してしまうかもしれませんが、「実際に撮影ができるかどうか確認をした上で、下見を承諾しております」等をあらかじめ伝えて、撮影が実際に行われた場合を想定し対応して下さい。

(5) ロケ撮影の最終確認

最終的にロケ地として選定されなかった場合、キャンセルの連絡が来ないことがあります。当日の混乱を回避するために、キャンセル時の連絡は許可条件に盛り込んで下さい。

(6) 地元行事のスケジュール確認

清明祭(シーミー)や豊年祭など、地元行事のスケジュールを確認して下さい。

撮影と地元行事のスケジュールが重なると、トラブルの可能性が増加します。

施設等においても、可能な範囲で、地域行事やイベントのスケジュールの確認を行って下さい。撮影期間と重なった場合、周辺の交通状況等が通常と異なることに伴い、直接の苦情やトラブルに繋がることが考えられます。

撮影者は沖縄独自の祭りや行事の撮影を希望することが多々あります。

撮影不可能な場合でも、別日に撮影を行うための祭りや行事を特別に行って欲しいと依頼されることもあるので、その可否については、地域住民との協議等を行い、判断して下さい。

3 撮影を受け入れることが決まった場合の事前準備

(1) 撮影条件の確認

地域や施設において撮影が決まった場合、撮影許可書を用意している場合には、企画書や撮影概要と共に撮影者へ事前の提出を求めて下さい。

撮影許可書を用意していない場合も(2)以下の内容を参考に、撮影内容の確認を行う事が望ましいです。言った言わないの問題が発生しないよう、メール等でも良いので、文面による確認が出来るようにして下さい。

仮に口頭でのやり取りとなった場合は、確認した内容のメモを取っておくようにして下さい。

(2) 撮影許可と撮影に関する確認スタッフ・機材・車両の確認

駐車場や床、エレベーターなど養生が必要な場所を指示するため、撮影当日の撮影隊の人数や大型機材の有無、車両台数は必ず確認して下さい。

車両が多い場合、施設等の駐車場のみでは対応できないことがあります。駐車場

不足による路上駐車等が発生しないよう、撮影者に対して駐車場の確保を依頼して下さい。

(3) 施設等の営業・運営への影響の確認

施設等において撮影が行われる場合、撮影の規模や内容によって、撮影中の営業や運営の制限、休業が必要になることが想定されます。前もって営業時間の短縮や休業を決定、周知するためにも、撮影者にあらかじめ確認して下さい。

(4) 火気・煙・音の発生の確認

撮影中に火薬や煙を使ったり、音を出したりする場合は詳細を事前に把握してください。消防署の許可は制作会社の仕事ですが、施設側も防災管理者として管理体制が問われます。また、周辺地域へ周知しているかも必ず確認して下さい。怠るとトラブルの元になります。

(5) 電源や水の使用

通常、電源車や散水車を用意するのは撮影者ですが、施設側で電気・水道の使用を許可する場合は 使用料金について事前に調整して下さい。

(6) 控え室、トイレ、喫煙所の指定

出演者の控え室を求められる場合がありますが、適当な部屋がなければ、その旨をはじめに伝えて下さい。また、一般の利用者に支障が出ないよう、撮影者のトイレや喫煙場所も指定して下さい。

(7) 使用料の確認

使用を許可する条件として、使用料を設定している場合は、現金で撮影終了までに支払っていただいて下さい。

また、撮影当日の天候や内容の変化によって撮影しないことも想定し、キャンセル料等についても話し合いを行って下さい。時間延長などの追加料金は、撮影当日の支払いを求めるようにして下さい。

(8) 近隣・周辺への告知や周知方法

撮影に際して、制作会社が事前に周辺住民に日程や内容を周知しますが、混乱を避けるために、必要最低限の告知しか行わないこともあります。トラブルやアクシデントが起きやすい屋外での撮影の時は、周囲への十分な配慮を施設側から撮影者に依頼して下さい。必要に応じて、施設として周囲への周知を行う事も方法の1つです。

また、撮影や撮影に関係する準備行為等において問題が発生した場合、苦情が地域自治体や観光協会、施設側に来ることが想定されます。苦情等の対応は撮影者に行ってもらようよう、事前に依頼して下さい。

(9) 時間延長について事前に取り決める

ロケ撮影は、施設の貸し出し時間内に終了しないことが多々あります。ロケの前に延長の可否、最大延長時間、追加料金や条件を決めるようにして下さい。

(10) 建物や備品の保護について

撮影中、予期せぬ行動により公共物や施設管理者の設備や備品の破損、汚れが生じる場合があります。破損の防止、保護徹底のために、保護が必要な箇所、備品近くへの立入を禁止する、備品自体を避難する事も検討して下さい。また、どんなに注意していても、撮影中に建物や備品を破損してしまうことがあります。そのために、事前に保険加入有無の確認が肝心です。損害賠償保険に加入しているかどうか、加入していない場合は、損害賠償保険への加入を依頼する、賠償方法を書面で提出してもらうなど取り決めに交わして下さい。

(11) 広報への活用

撮影を受け入れるにあたっては、地域や事業者として、その作品や番組を有効に活用した広報・宣伝を検討することもあるでしょう。その際には、撮影者に対して検討している広報・宣伝の方法（WEB サイトや SNS での情報発信等）、情報解禁のタイミング、活用したい素材等について必ず事前に相談して下さい。

4 撮影当日

(1) 撮影の立ち合い

① 撮影当日は全ての時間でなくても良いので、なるべく立ち会い、様子を見て下さい。立ち会い中に気になる点があれば、事前に確認した責任者やロケコーディネーターと対応を相談して下さい。

② 撮影中は撮影側が守るべきマナーがあると同時に、立ち会う際のマナーが求められます。撮影に関係ない音や姿が入ることは撮影を中断させる事に繋がることもありますので、携帯電話はマナーモードにする等、撮影におけるマナーを順守の上立ち会って下さい。

特に出演者の肖像権については、最大限に注意する必要があります。

勝手に写真や動画を撮る、SNS 等を活用して撮影の様子を発信すると、大きなトラブルに発展しますので、厳に慎んで下さい。

また、撮影中の場所を許可なく撮影し、発信することで地域が想定していない人の流れが発生し、近隣地域への迷惑に繋がることとなりますので、厳に控えて下さい。

(2) 撮影時間

撮影が時間内に終わらないことも多々ありますが、予定時間を超えそうな場合、撮影側の責任者と相談して下さい。

(3) 状況に応じた臨機応変な対応

事前に取り決めた事項に違反する行為があったときは、すぐにロケ責任者に報告して下さい。また、ロケ当日に想定外の事態が起こることもあるので、状況に応じて責任者と対応を協議して下さい。

(4) 後片付けの確認

撮影終了後の確認は、撮影側の現場責任者を行うようにして下さい。

清掃しているか、忘れ物、器物の破損がないか、ゴミは片付けたかなどを一緒に確認して下さい。これを行うことで、撮影後のトラブルを避けることに繋がります。

5 撮影後

(1) 撮影内容の確認

番組や作品を視聴することを推奨します。番組によっては事前に説明を受けていたものと異なる形で放映されていたり、あらかじめ撮影しないよう協力を求めていたものが放映されてしまうことがあります。そのような場合に速やかに対応できるよう、事前に放送時間や放送局、番組(作品)のタイトルを確認し、実際に放映された内容を確認して下さい。

(2) 撮影風景写真の二次利用、作品の活用について

撮影風景の写真等を HP 等に掲載する場合やチラシ・ポスター等の印刷物を活用する場合は、必ず事前にプロデューサーなどの制作側の責任者に許可を取って下さい。

(3) 肖像権について

撮影風景を写真やビデオに撮る時は、制作責任者に事前に許可を得て下さい。

出演者たちをはじめとする撮影関係者の肖像権を侵害するおそれがあります。

また、許可を得て撮った場合であっても、撮った写真を SNS 等に掲載するときも許可が必要です。制作者や出演者の所属先の許可を得ずに利用する行為についても、肖像権侵害として、大きなトラブルに発展することがあります。

また、施設などの一般利用者や通行人の映り込みが原因でトラブルに発展することもあります。撮影者に十分配慮してもらうようにして下さい。

第4章 ロケ撮影にあたり発生しうる問題について

ロケ撮影は、撮影期間や撮影者の人数、撮影場所によって、その形態が様々であることから、撮影により生ずる弊害についても、多種多様なものになります。

ロケ撮影を行う側、受け入れる側双方において、県内でロケ撮影により起こりうる問題を把握しておくことが重要です。また、その問題が発生することにより、地域に与える影響や抵触する可能性がある法令について理解することで、事前の問題発生防止や、ロケ撮影を受け入れるための準備が出来るものと考えます。

ロケ撮影にあたり発生しうる問題としては、以下のものが挙げられます。

1 無許可撮影

(1) 概要

一定の場所、方法、態様における映像の撮影（公道における撮影、工作物の設置等を伴う撮影、特殊車両を使用した撮影、火気を使用した撮影が含まれますが、これらに限られません。）を実施する場合、撮影を予定している場所、方法、態様に応じて、許認可権者から、撮影に係る許可を得る必要があります。

しかし、当該許可を得ることなく、無許可で撮影が実施されることがあります。

また、私有地における無許可撮影が実施されることで、当該場所を利用して営業・運営をしている施設等の営業・運営が妨げられることがあります。

(2) 無許可撮影による弊害

- 無許可撮影が行われると、本来の目的で当該撮影場所を利用している方の、通常の利用を阻害することがあります。
- 施設等管理者が意図、把握しない方法又は態様にて無許可撮影が行われ、撮影された映像が放映等されることで、当該施設等、又は、沖縄県全体に対するイメージが損われることがあります。
- 法令に基づき取得が求められている許可を得ることなく撮影を実施した場合、当該行為が処罰の対象となる場合があります。

(3) 関係法令

- 公道において撮影を実施する場合、道路交通法に基づき、所轄の警察署から許可を得る必要があります。
- 港において、工作物の設置等を伴う撮影を実施する場合、港則法に基づき、各地域の海上保安部から許可を得る必要があります。
- 撮影において使用する特殊車両をロケ現場まで回送する場合、道路運送車両法に基づき、所轄の警察署から許可を得る必要があります。
- 火気を使用した撮影を実施する場合、撮影場所に適用される火災予防条例等に

基づき、所轄の消防署からの許可を得る必要があります。

○下記5のとおり、撮影された著作権、商標権、肖像権等を侵害するものとして、損害賠償請求、差止請求等の対象となる場合があります。

(4) 事例紹介

○県内の私有地において、ウェディングの写真や動画の撮影を所有者の許可を得ずに行われることがあります。

2 ドローン撮影

(1) 概要

ドローン撮影においては、簡易的に地上から機器を操作しながら上空から俯瞰して撮影を行えることから、近年、県内各地においてもドローン撮影が行われるケースが増えてきています。

(2) ドローン撮影による弊害

- 撮影ドローンについては、強風や事故、操作ミス等により落下する可能性があります。上空高くから落下すると、撮影現場周辺の人や建物に衝突し、不測の損害を与えることに繋がります。
- 沖縄県内においては、航空法上、米軍基地や自衛隊駐屯地がドローンの飛行禁止空域と位置付けられており、当該空域でドローンを飛行させてしまうと、航空法に基づき処罰を受ける可能性、国防上・外交上の問題を発生させる可能性、及び、当該空域を飛行する他の物体との衝突事故を発生させる可能性を生じさせることとなります。
- 許可を得ることが必要となる飛行空域・飛行方法にも関わらず、無許可でドローンを飛行させてしまうと、航空法に基づき処罰を受ける可能性があります。
- ドローン撮影は、上空かつ遠隔操作による撮影となることから、地域住民のプライバシー権及び肖像権の侵害(下記5参照)に繋がる可能性があります。

(3) 関係法令

- 重量 100g 以上のドローンは航空法上の無人航空機にあたり、航空法の制限を受けます。具体的には、法令上の飛行の方法の順守、飛行禁止区域を順守する必要があるとともに、飛行禁止区域における飛行のために許認可権者の許可の取得が必要になります。
- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(小型無人機等飛行禁止法)において、防衛関係施設を含む重要施設及びその周囲おおむね 1,000m の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行が原則として禁止されています。
- ドローンに関する法令は頻繁に改正される可能性がありますので、撮影を実施する時期における最新の情報を確認して下さい。

○ 宗教的施設や公園等、特定の場所における飛行は、各市町村の条例によって禁止されている場合があります。

○ 他人の土地の上空でドローン撮影を行った場合、他人の土地の所有権侵害となる可能性があります。

(4) 事例紹介

○ 撮影中のドローンが私有地に落下した事例があります。

3 ゴミの不適切な処理

(1) 概要

撮影においては、その形態によっては廃棄物が生じる事があります。廃棄物は、法令に基づき、適正に処理することが求められています。廃棄物を適正に処理せず、撮影場所やその周辺に捨てる行為や、空き缶やペットボトル、ガムの包み紙、たばこの吸殻など軽微なごみのポイ捨て行為は不法投棄になります。

(2) ゴミのポイ捨て、廃棄物の不法投棄による弊害

○ 悪臭や野生動物を呼び寄せることに繋がるなど、住民生活に悪影響を及ぼすことがあります。

○ 河川の汚染等公害発生の危険性があります。

(3) 関係法令

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはいけない旨が定められております。

○ 川、みぞ、その他の水路の流通を妨げるような行為には、軽犯罪法違反が成立する可能性があります。たばこの吸殻を側溝に捨てる行為等が、これに該当します。

○ 本県は美ら島環境美化条例に基づき、快適で潤いのある生活環境の確保及び環境の保全を図っており、本県にて事業活動を行う事業者においても、空き缶・吸い殻等の散乱の防止に努めることが求められております。

(4) 事例紹介

○ 撮影中に出たタバコの吸い殻やペットボトル、弁当ゴミが撮影後も錯乱し、放置されている事例があります。

4 設備や備品等の破壊

(1) 概要

撮影時には、意図的であるか否かを問わず、施設の設備や備品等を破壊してしまう場合や、個人や事業者が所有する動植物に被害を出してしまう場合があります。また、撮影のために植物の枝を切る、大人数の撮影隊により庭や畑を荒らすといった行為も、備品等の破壊にあたります。

(2) 設備や備品等の破壊による弊害

○ 施設の設備や備品等が使用できなくなり、修繕や買い換えに費用を要することがあり

ます。また、使用できなくなることに伴い、一時的に営業・運営に支障を来すこともあります。

(3) 関係法令

- 故意に、撮影に使用する設備や備品等を破壊する行為には、器物損壊罪が成立する可能性があります。撮影のために庭を荒らす、木の枝を切るといった行為であっても、器物損壊罪が成立する可能性があります。
- 過失によって、撮影に使用する設備や備品等を破壊した場合、民法上の不法行為が成立し、当該破壊によって生じた損害を賠償する責任を負うことがあります。撮影者は、撮影を予定している場所が立入禁止、撮影禁止となっている事を認識していないことがあります。立入禁止、撮影禁止である旨を WEB サイトや広報媒体を活用してあらかじめ広く周知して下さい。

(4) 事例紹介

- 撮影地のホテルのドアや壁紙の破損、室内ケーブルを紛失した事例があります。

5 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権の侵害

(1) 概要

以下のとおり、撮影した映像に映り込んだものが、法的に保護されている場合があるため、留意が必要となります。

建築物、広告、看板、美術作品等のなかには、著作権法によって保護される著作物があり、撮影された映像には、これらの著作物が映り込んでいる場合があります。

撮影された映像の中には、商標登録され、商標法上の保護を受けている標章が映り込んでいる場合があります。

判例上、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌等を撮影されない自由を有するとされ、いわゆるプライバシー権が、法的保護の対象とされております。撮影された映像には、第三者のプライバシー権を侵害しうる内容が含まれている場合があります。

判例上、人の肖像等は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有するとされ、いわゆる肖像権が、法的保護の対象とされております。撮影された映像には、肖像権による保護の対象となる、第三者の容貌等が映り込んでいる場合があります。

(2) 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権の侵害による弊害

- 他人の著作物又は商標が映り込んだ映像を放映等した場合、当該著作物又は商標の権利者から、撮影関係者に対してクレームが寄せられる等のトラブルが発生することがあります。
- 人物の容貌等が映り込んだ映像を放映等した場合、映り込んだ人の意図しない形で容姿等が拡散されることについて、撮影関係者に対してクレームが寄せられる等のトラブルが発生することがあります。
- 撮影された映像に映り込んだ著作物、商標、人の容貌等について、法律又は判例上許容されない態様で放映等した場合、当該放映等が、著作権、商標権、プライバシー

権又は肖像権を侵害するものとして、損害賠償請求等の対象となる場合があります。

(3) 関係法令

- 権利者の許諾を得ることなく、撮影した映像に映り込んだ著作物を、著作権法上許容されない態様において放映等する行為は、当該各著作物に係る著作権を侵害するものとして、損害賠償請求等の対象となる可能性があります。
- 権利者の許諾を得ることなく、撮影した映像に映り込んだ他者の商標を、自己の商品・サービスとして識別させる態様で使用する行為は、当該商標に係る商標権の侵害するものとして、損害賠償請求等の対象となる可能性があります。
- 権利者の許諾を得ることなく、判例上許容されない態様で、プライバシー権の保護の対象となる人や物等を無断で撮影する行為、及び、撮影した映像に映り込んだ当該人や物等を放映等する行為は、当該人や物等に係るプライバシー権を侵害するものとして、損害賠償請求等の対象となる可能性があります。
- 権利者の許諾を得ることなく、判例上許容されない態様で、第三者の容貌等を無断で撮影する行為、及び、撮影した映像に映り込んだ人の容貌等を放映等する行為は、当該第三者の肖像権を侵害するものとして、損害賠償請求等の対象となる可能性があります。

(4) 事例紹介

- 通りがかりの地域住民が撮影中のカメラに映り込んでしまったため、その場面について使わないで欲しいと撮影者へ依頼したにもかかわらず、実際には、当該地域住民が映り込んだ映像がテレビで放映された事例があります。

6 立入禁止スペースへの侵入

(1) 概要

県内においては、古来からの歴史や伝統の保護といった観点から、立入が禁止されている区域があります。また、一見権利者がわからないような場所であっても、私有地の可能性があります。

(2) 立入禁止スペースへの侵入による弊害

- 地域住民が保護している聖域を侵すことになり、住民のアイデンティティを傷つけることがあります。
- 私有地や管理権者のいる場所にみだりに侵入する行為は、所有者又は管理権者の権利を侵害するとともに、犯罪となる可能性があります。

(3) 関係法令

- 管理権者の意思に反して住居等に侵入する行為には、住居侵入罪等が成立する可能性があります。

(4) 事例紹介

○滝で撮影を行うため、管理者の許可が必要な私有地を許可なく無断で通行する事例がありました。また、撮影を行った場所については、撮影が禁止となっている場所にも関わらず、無断で撮影が行われ、その後CMとしてテレビで放映されています。

○個人が自然海岸の潮溜まりで撮影した動画の SNS 発信が原因で、多くの市民が、自治体が立入りを禁止した史跡に立ち入り、危険個所に押し寄せた事例があります。

7 公共スペースの占領

(1) 概要

撮影隊の人数は大規模なものになると 70～80 人以上の規模になるため、撮影隊による公共スペースの占領が発生することがあります。また、撮影を聞きつけた住民が見物のために集まることや、周辺に駐車場がない場所での撮影に伴う路上駐車等が行われることによる公共スペースの占領が想定されます。

(2) 公共スペースの占領による弊害

○公共スペースが占領されることで、事業者への営業妨害、一般利用者や地域住民の迷惑になることがあります。

(3) 関係法令

○許認可権者から許可を得ることなく道路を占有する行為は、道路交通法に違反する可能性があります。

○管理権者の同意を得て住居等に入った者が、退去の要求を受けたにもかかわらず退去しない行為には、不退去罪が成立する可能性があります。

(4) 事例紹介

○バス停の前でCMの撮影を行ったことで、車両や撮影隊が一般道路を占有することになり、交通渋滞が発生した事例があります。

8 大きな話し声、騒音

(1) 概要

撮影においては、撮影シーンや撮影者のやり取りにより騒音が発生することがあります。作品によっては、住宅地における撮影、撮影側の人数が多くなる作品の撮影、

深夜・早朝に撮影に及ぶこともあり、より大きな騒音になることもあります。

(2) 大きな話し声、騒音による弊害

○住宅地の撮影や、大きい音が生じるシーンの撮影、撮影が早朝や深夜に及ぶことに伴い、騒音により地域住民の日常生活に支障を来すことがあります。

(3) 関係法令

○公務員の制止をきかずに、音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかける行為は、軽犯罪法違反が成立する可能性があります。

(4) 事例紹介

○深夜の撮影中に花火を打ち上げるため、事前に近隣住民への周知を行っていたが、花火による音量が想定を超える範囲まで届いたことで、苦情が発生したケースがあります。

9 自然、景観の破壊

(1) 概要

本県においては、自然環境の維持、生物多様性の確保といった観点から、国や県により指定を受け、行動が制限されている地域や自然公園があります。また、当該地域等以外の、特別に行動が制限されていない区域の自然環境についても、当然に守るべき対象であり、撮影の際に行われる場合がある、木を伐採したり、物の配置を変えたり、物を持ち込む又は持ち去ることによる現状の自然、景観の変更といった行為によって、みだりに侵害されてはならないものとなっています。

(2) 自然、景観の破壊による弊害

○撮影が入ることにより、自然環境や生物の保護に影響を及ぼすことがあります。
○地域として保存し、発信したい景観を損なう映像が発信されることにより、地域の意図とは異なる印象を与えることがあります。

(3) 関係法令

○本県の環境基本条例により、旅行、業務等の目的で県内に一時的に滞在する者においても、環境の保全に努め、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力が求められています。

(4) 事例紹介

○許可なく立ち入ることが出来ない区域に侵入し、無断で撮影することが出来ない植物を撮影した動画が配信された事例があります。

10 撮影への長時間の拘束

(1) 概要

撮影においては、施設等利用により、施設管理者や責任者の立ち合いや、撮影のエキストラとしての参加など、一般県民が、撮影参加者として撮影に直接的に関わることがありますが、撮影が想定以上に長時間に及ぶことに伴い、撮影への立ち合いや協力時間が長くなることがあります。

(2) 撮影への長時間の拘束による弊害

○撮影へ長時間拘束されることにより、参加者の体調に影響が出る、予定していた時間に営業を再開できない、といったことがあります。

(3) 関係法令

○撮影参加者を長時間拘束する等した場合、諸要素の考慮により、当該撮影参加者が労働基準法上の「労働者」に該当するものとして、労働基準法の適用を受ける可能性があります。

○また、未成年が夜間まで撮影に拘束された場合、労働基準法が定める年少者の深夜業規制に抵触する可能性があります。

(4) 事例紹介

○高齢者に対して、長寿に関する取材を行っていたが、取材が想定よりも長時間に及んだことにより、取材対象者が体調を崩してしまった事例があります。

第5章 ロケ撮影により問題が発生した場合の対応について

当ガイドラインにおいては、県内で行われる撮影において、トラブルが発生しないよう、撮影者向けのガイドラインを示しており、同時に撮影を受け入れる自治体や観光協会、事業者向けに対策の検討を促しております。

ただし、撮影により地域が困るような事例が発生し、県民がそれを目撃することがあった調査結果が出ていることから、今後も一定数トラブルが発生することが想定されます。

通常は、トラブルが発生した場合、内容に応じて主体的に対応する機関は国や、県、市町村、施設の管理者など細かく分かれることになります。ただし、トラブルが発生している場所や施設等が誰のものかわからないといったことが想定されますので、問い合わせ先がわからない場合には、その場の市町村、観光協会へご相談下さい。

総合的な窓口

市町村・観光協会

沖縄フィルムオフィス TEL:098-859-6129

第6章 おわりに

本ガイドラインについては、今後もフィルムツーリズムを推進していくために、安全・安心に撮影を受け入れること、地域及び撮影者双方にとってよりよい撮影となることを目的として策定しています。

また、本ガイドラインは昨今の撮影環境の変化を踏まえ策定していますが、今後とも撮影手法や配信技術の多様化がますます進んでいくことが考えられますので、適宜更新することを予定しています。

今後とも継続的にガイドラインを更新していくためにも、本県及び沖縄観光コンベンションビューロー（沖縄フィルムオフィス）は撮影に関する情報や事例を収集していきますので、情報の提供にご協力をお願いします。

参 考 資 料

県内の飛行禁止区域

1. 米軍施設

那覇港湾施設	鳥島射爆撃場	出砂島射爆撃場
久米島射爆撃場	沖大東島射爆撃場	牧港補給地区
普天間飛行場	キャンプ瑞慶覧	陸軍貯油施設
嘉手納飛行場	キャンプ・シールズ	嘉手納弾薬庫
泡瀬通信施設	トリイ通信施設	キャンプコートニー
ホワイトビーチ	天願栈橋	津堅島訓練場
キャンプ・ハンセン	金武レッドビーチ訓練場	金武ブルービーチ訓練場
辺野古弾薬庫	八重岳通信所	北部訓練場
キャンプ・シュワブ		

2. 自衛隊施設・空港

航空自衛隊 久米島分屯基地	那覇空港	陸上自衛隊 那覇駐屯地
航空自衛隊 那覇基地	陸上自衛隊 那覇訓練場	陸上自衛隊 那覇駐屯地八重瀬分屯地
陸上自衛隊 那覇駐屯地南与座分屯地	航空自衛隊 与座岳分屯基地	陸上自衛隊 那覇駐屯地知念分屯地
航空自衛隊 知念分屯基地	陸上自衛隊 那覇駐屯地白川分屯地	陸上自衛隊 那覇駐屯地勝連分屯地
海上自衛隊 沖縄基地隊（本部地区）	海上自衛隊 沖縄基地隊（栈橋地区）	航空自衛隊 恩納分屯基地（運用地区）
航空自衛隊 恩納分屯基地（通信地区）	海上自衛隊 国頭受信所	陸上自衛隊 宮古島駐屯地
陸上自衛隊 保良訓練場	航空自衛隊 宮古島分屯基地	陸上自衛隊 与那国駐屯地（久部良地区）
陸上自衛隊 与那国駐屯地（祖納地区）	陸上自衛隊 石垣駐屯地	

※その他、撮影が禁止されている場所、申請が必要な場所がありますので、撮影を予定している地域が上表に該当するか否かに関わらず、ドローン撮影の際も必ず市町村、もしくは観光協会へ連絡して下さい。

ロケ支援依頼書

(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー
沖縄フィルムオフィス 御中

年 月 日

※申込みは撮影日の 2 週間前まで厳守

別紙の同意事項に同意のうえ、以下の通りロケ支援を依頼します。

●依頼者に関する事項			
依頼者	(〳 ー)		
	住所		
	名称		
	代表者	印	
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者E-mail			

●撮影する作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	☐ 映画 ☐ TVドラマ ☐ その他 (具体的に :)		
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ			
作品概要 シーン概要			
製作会社名		配給元・放送局	
公開・放映日程			予定 or 決定
添付資料	☐ 企画書 ☐ スケジュール ☐ 台本、脚本 ☐ スタッフ表、出演者表 ☐ 絵コンテ、イメージボード等 ☐ 撮影に係わる賠償責任保険証の写し ☐ その他 (具体的に :)		

●撮影現場に関する事項			
ロケハン日程	年 月 日 ～ 年 月 日 (日 間)		予定 or 決定
ロケ日程	年 月 日 ～ 年 月 日 (日 間)		予定 or 決定
現場責任者氏名		現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
主なロケ予定地			
撮影人員	ロケハン 名 ロケ 名 (内訳: スタッフ 名・俳優 名・その他 名)		
撮影車両	☐ ロケバス 台 ☐ 乗用車 台 ☐ トラック 台 ☐ 1BOX 台 ☐ その他 台		
アンケート提出	ロケ終了後 日以内に(☐ メール ☐ FAX)にて提出。(担当者:)		

●支援内容に関する事項	
希望支援内容	☐ ロケ地選定、ロケハン協力 ☐ ロケハン同行、ロケ同行 ☐ ロケーションに関する資料(地図、写真)の提供 ☐ 撮影協力施設の紹介 ☐ 公共施設等での撮影交渉協力 ☐ 撮影に関する許可手続協力 ☐ 地元住民への協力依頼 ☐ 現地エキストラ(沖縄ロケサポーターズ)、出演者、現地スタッフ手配協力 ☐ 作品のプロモーション ☐ その他(具体的に:)
その他 依頼に関する 特記事項	

●遵守していただきたい事項
沖縄フィルムオフィスによるロケ現場の撮影及び web サイト、活動報告等での写真使用 (出演者が映り込まないものに限る)
沖縄フィルムオフィスに対する撮影の成果物の提出(原則放映前)
作品に「OCVB 沖縄フィルムオフィス」のクレジットを挿入する
地元メディアによる撮影現場取材の承諾(応相談)
沖縄フィルムオフィスに対する、宣伝素材(スチール、ポスター等)の提供

同意事項

依頼者は、沖縄フィルムオフィス（以下「当団体」）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項（以下「本同意事項」）を了解し、遵守するものとします。

1. 当団体で支援できない事項

- 申込み日から撮影予定日まで、2 週間以内の依頼は支援いたしません。
- 番組リサーチ会社、企画専門会社のリサーチ依頼、その他人物やお店等のリサーチ関連は全てお断り致します。
- 当団体は、作品の撮影方法が沖縄県民に明確な不利益をもたらすと判断した場合は、支援致しません。
- 当団体は、ロケ地の撮影許可の代行申請は致しません。
- 渡航・宿泊の予約代行や、キャスト・スタッフの送迎は致しません。
- スポンサー募集の協力、タイアップ調整は致しません。
- エキストラ募集のみの支援は致しません。

2. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は支援依頼の際「ロケ支援依頼書」とともに下記の(1)～(5)の書類、撮影終了後に(6)を提出するものとします。
 - (1)会社案内(初回のみ)・スタッフリスト(プロフィール)
 - (2)作品企画書(企画案でも可)
 - (3)制作スケジュール(予定で可)
 - (4)シノプシス、台本、コンテ等
 - (5)賠償責任保険証の写し ※撮影前日まで
 - (6)撮影に関するアンケート◇海外作品、インディーズ作品、県内ロケ関連事業者からの支援依頼については、上記提出書類の一部を免除します。
- 当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

- 依頼者は当団体との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。

3. 当団体が支援できること

指定文書受理後、当団体は無料で以下の支援を致します。

- 撮影に必要な情報提供や関連事業者の紹介
- ロケ地の紹介
- ロケ地の許可調整、その他公的機関との調整
- 可能な範囲内のプレロケハン・ロケハン・ロケ同行
- 沖縄ロケサポーターズを活用した市民ボランティアエキストラの募集、オーディション協力等

4. 事故等の防止

- 依頼者は、撮影等を行うにあたり、適用される関連法令を遵守し、事故その他のトラブル（以下「事故等」）を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故等が発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故等が発生した場合であっても、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故等が発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故等を報告するものとします。

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。

6・現地における調整

- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等に影響を与える行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への影響を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要な警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の管理者等の承諾を得なければならないものとします。

7・第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体から撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かか

る関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく当団体に報告するものとします。

- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

8・原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

9・ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

10・損害賠償

- 依頼者の撮影等によって、関係者等を含む第三者に損害が発生した場合、依頼者は、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に損害を及ぼさないものとします。
- 依頼者の撮影等によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

11・免責

- 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。

- 依頼者は、当団体によるロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて一切責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼にかかわらず、当団体がロケ支援を実行できないことがあることを理解し、承諾します。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

12・広報

当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトでの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることができるものとし、依頼者は、これに同意します。

13・遵守事項

当団体は、依頼者に対し、以下の事項を遵守することを求めます。

- 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
- 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
- 作品に当団体のクレジットを入れること。
- 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
- 撮影前後、公開前後における地元マスコミ向け記者会見・表敬訪問をすること。

- 作品ポスター、サインその他グッズ等を当団体に提供すること。
- 主要協力者向けの招待券提供(映画のみ)をすること。
- 当団体のPR素材としての写真・映像使用許可、映像素材提供をすること
- 放送公開後の作品の観光資源活用を許可すること。

13・完全支援中止について

- 依頼者が、前述の 2. 依頼者の一般的義務、4. 事故等の防止、5. 保険、6. 現地における調整、7. 第三者との関係、8. 原状回復等、9. ロケ支援の実行、10. 損害賠償、などを遵守しなかった場合や違法行為がみとめられた場合は、当団体はすべての撮影支援を即時中止します。
- 撮影支援が完全中止となった場合、当団体は、完全中止となった経緯と支援中止の報告を、撮影関係者・関係団体、沖縄県所管部署、各市町村のフィルムオフィス担当窓口、沖縄県内のすべての撮影関連業者(個人・企業・団体)、及びジャパン・フィルムコミッションに対して行うものとします。

14・守秘義務について

- 当団体は、申請時から撮影中、公開・放送に至るまで、撮影に関する情報について、守秘義務を徹底します。ただし、法令、条例又は公的機関からの指示若しくは命令に基づき公表又は開示を求められた場合には、この限りではありません。依頼者から要請があれば、覚え書きを交わします。
- 当団体は、自己の責任において、本同意事項に定める義務の履行又は権利の行使に必要な範囲で、弁護士、会計士、税理士その他の法律上の義務を負う外部専門家に対し、撮影に関する情報を開示することができるものとします。

以上

